

# 社会保険未加入対策について

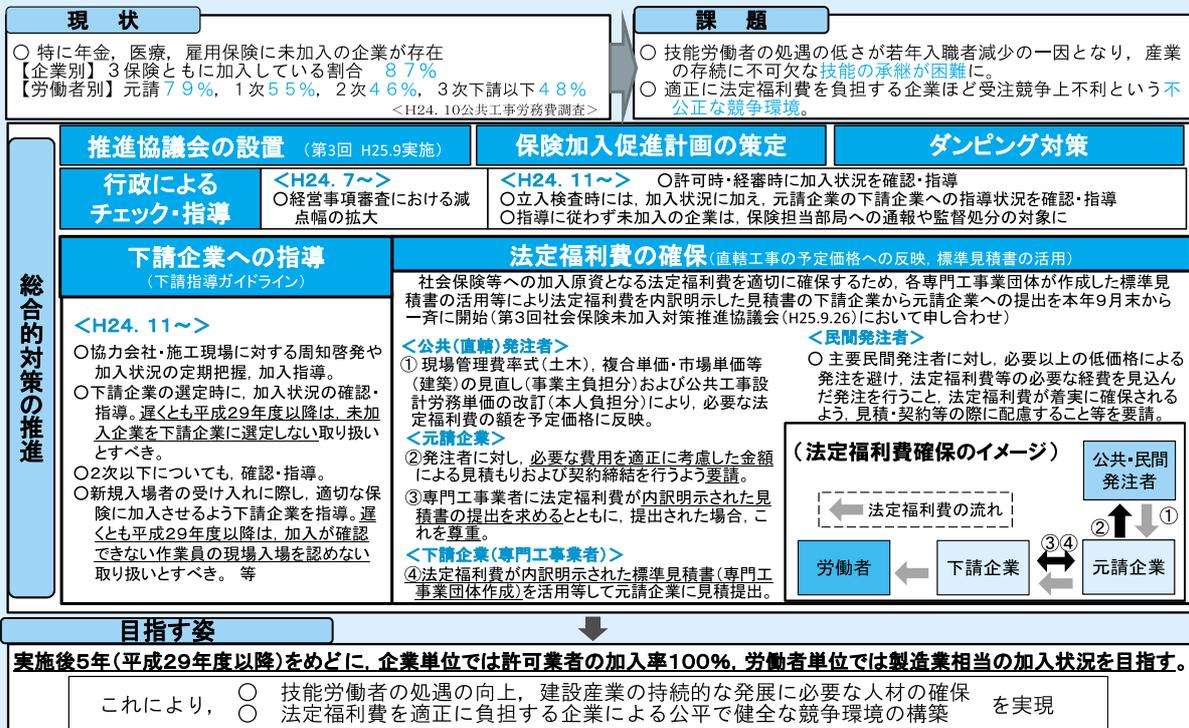
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室

## 1. はじめに

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（社会保険未加入企業）が存在しています。これは、技能労働者の処遇を低下さ

せ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況を生む原因の一つとなっています。

このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展



(参考) 国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策」([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000067.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html))

図 1 社会保険未加入対策の全体像

に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があります。

建設業における社会保険未加入対策の必要性については、平成23年6月に建設産業戦略会議でとりまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」等において提言され、その後、平成23年10月に「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が設置され、具体的な取り組み方策が検討されました。

これらを踏まえ、平成24年5月に建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会を設置し、実施後5年をめどに、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して、総合的かつ継続的に社会保険未加入対策に取り組んでいます（図 1）。

## 2. 未加入対策の対象となる社会保険と加入状況

### (1) 加入すべき保険

未加入対策の対象となる社会保険は、雇用保険、医療保険、年金保険の3保険です。

加入すべき保険の種類は、事業所の形態や常用労働者の数などによって異なります（表 1）。

雇用保険については、1人でも労働者を雇用すれば、原則、加入義務が生じます。

医療保険については、常時5人以上の従業員を使用している個人事業主の場合および常時（1人でも）従業員を使用している法人の場合は、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称；協会けんぽ）または健康保険組合が運営する健康保険に加入するのが原則であり（健康保険被保険者適用除外承認を受けている場合はいわゆる建設国保の加入で可）、これらの事業所に当てはまらない場合は、就業者自身が国民健康保険等に加入することが必要です。

年金保険については、医療保険と取り扱いが類似しており、常時5人以上の従業員を使用している個人事業主の場合および常時（1人でも）従業員を使用している法人の場合は厚生年金保険に加入し、これらの事業所に当てはまらない場合は、就業者自身が国民年金保険に加入することになります。

### (2) 社会保険等への加入状況

国土交通省では、平成23年度から公共事業労務費調査において企業・労働者の社会保険等への加入状況の実態把握を行っています。平成24年度の公共事業労務費調査における調査結果を見ると（表 2, 3）、全般的に元請よりも孫請以降の高次下請、大企業よりも小規模企業、地方部よりも

表 1 建設業における労働保険，社会保険の加入義務等

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険	
			雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ，健康保険組合等 <sup>(注)</sup>	厚生年金
		日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険または協会けんぽ（日雇特例被保険者） <sup>(注)</sup>	国民年金
		役員等		特別加入	協会けんぽ，健康保険組合等 <sup>(注)</sup>	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ，健康保険組合等 <sup>(注)</sup>	厚生年金
	1～4人	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険	国民年金
		日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険または協会けんぽ（日雇特例被保険者） <sup>(注)</sup>	国民年金
		事業主，一人親方		特別加入	国民健康保険	国民年金

（注）健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。

表 2 社会保険への加入割合

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	3 保険
企業別	95%	89%	89%	87%
労働者別	75%	61%	60%	58%

(注) 調査企業数：約25,000社，調査労働者数：約115,000人

都市部で、加入率が低くなるという傾向が見られます。

### 3. 社会保険未加入対策の推進

#### (1) 行政・元請・下請一体となった社会保険加入の推進体制の構築

社会保険未加入対策を着実に推進し、社会保険等への加入を促進するためには、行政・元請・下請が一体となって継続的に取り組みを実施することが必要です。その推進体制として、先述のとおり業界関係者（団体）で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」を、全国と地方ブロック単位で設置しています（図 2）。

この協議会に構成員として参加する各建設業者団体は、傘下の会員企業の保険加入状況を把握するとともに、「社会保険等加入促進計画」を策定し、それぞれの立場から社会保険等への加入を促

進するための主体的な取り組みを進め、協議会において各団体の取り組みを共有し、継続的にフォローを行うほか、周知啓発の取り組み方針等を議論しています。

また、行政、関係団体、元請・下請各社など、建設業に関わるさまざまな主体から、パンフレット・ポスターの作成・配布やキャンペーンの実施、説明会の開催など多様な手段による周知・啓発を行い、建設企業、技能労働者などの社会保険加入についての理解を深め、保険加入に向けた機運を醸成しています。

#### (2) 行政の取り組み

建設業担当部局では、社会保険等への加入を徹底するための取り組みとして、昨年11月から、建設業の許可更新時、経営事項審査時、さらには事業所や現場への立入検査の際に社会保険等への加入状況を確認しています（図 3）。その結果、未加入であることが判明した企業には、文書による加入指導を行うとともに、加入状況の報告を求めています。それでもなお未加入の場合は厚生労働省の保険担当部局に通報が行われ、加入指導が行われることとなります。昨年11月から今年6月までの累計で、指導14,079件、通報178件（建

表 3 社会保険の属性別の加入状況

#### 企業別の加入状況

	加入率が高い	加入率が低い
元請，下請次数別	元請（97%）	高次下請（3次：75%）
事業所規模別	規模大（500～999人：96%）	規模小（1～4人：62%）
県別	地方部（島根99%，香川97%）	都市部（東京73%，神奈川69%）
職種別（主なもの）	電工（93%），運転手特殊（94%），土木一般世話役（93%）	とび工（74%），鉄筋工（69%），型わく工（74%）

(注) ( )内は3保険とも加入している割合

#### 労働者別の加入状況

	加入率が高い	加入率が低い
元請，下請次数別	元請（79%）	高次下請（3次：48%）
事業所規模別	500～999人（68%）	1～4人（38%），300～499人（37%）
県別	地方部（島根86%，山口80%）	都市部（東京28%，神奈川30%）
職種別（主なもの）	電工（90%），運転手特殊（79%），土木一般世話役（86%）	とび工（47%），鉄筋工（42%），型わく工（41%），交通誘導員B（21%）
給与形態別	月給制（欠勤による差引がある）（96%）	日給制（日雇または臨時）（9%）
年齢	30～59歳（62～65%）	24歳以下，60歳以上（約50%）
経験年数別	10～39年（59～67%）	4年以下，45年以上（約45%）
職階別	職長（74%）	指導者以外（54%）

(注) ( )内は3保険とも加入している割合

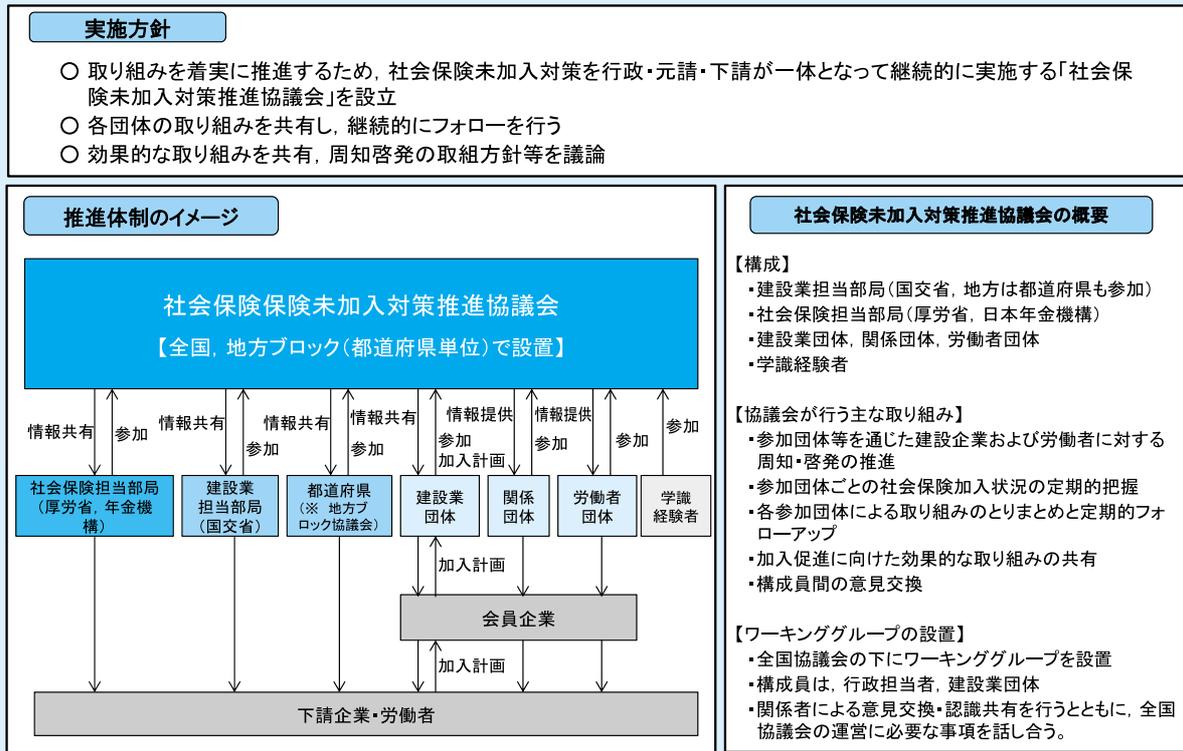


図 2 社会保険未加入対策推進協議会について

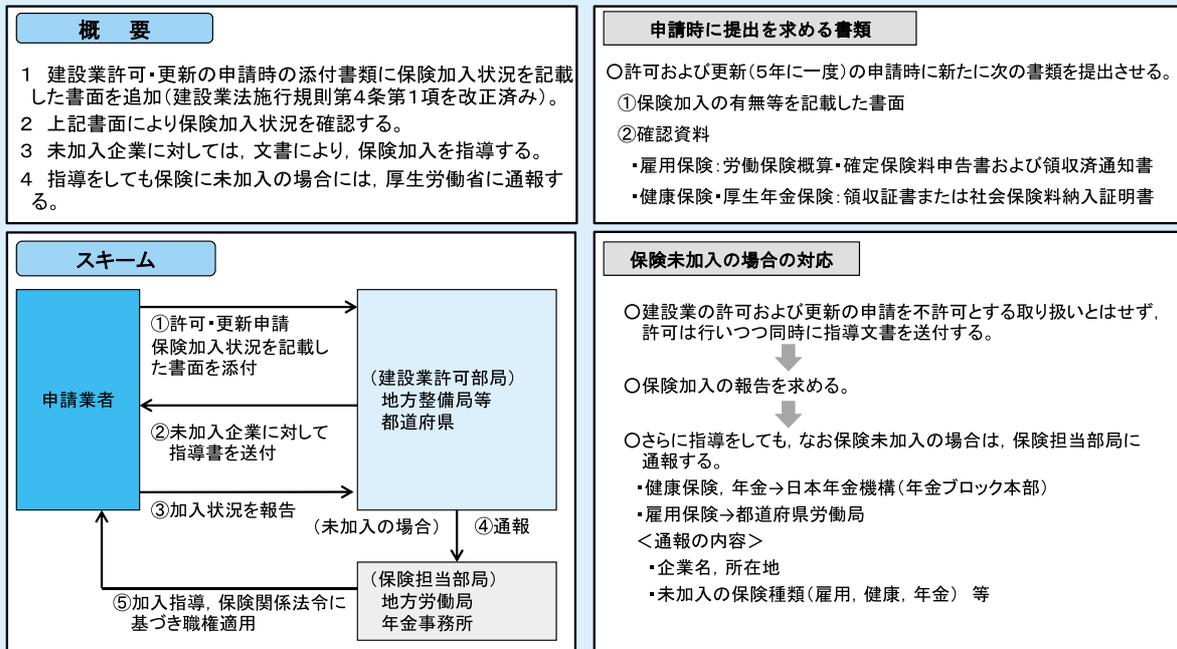


図 3 建設業許可部局による社会保険等への加入状況の確認・指導(建設業許可・更新時)

## 第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業および下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取り組みの指針となるべきもの

## 第2 元請企業の役割と責任

### (1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取り組みを講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事する全ての下請企業だが、元請企業が全て直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、または協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

### (2) 協力会社組織を通じた指導等

さまざまな機会を捉えて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取り組みを実施

- (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導\*

### (3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導  
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部または一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取り扱いとすべき

### (4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

### (5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認\*し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取り扱いとすべき

\*確認に当たっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

### (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取り扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況および各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

### (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

- ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発
- イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

### (8) 法定福利費の適正な確保

元請負人および下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

## 第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

### イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

## 第4 施行期日等

平成24年 5月 25日 パブリックコメント開始  
平成24年 7月 4日 通知  
平成24年 11月 1日 施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取り組みを中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

図 4 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

設業許可・更新申請41,125件，経営事項審査申請77,497件）がすでに実施されている状況です。

保険担当部局による加入指導の結果，それでもなお未加入である建設業者については，建設業法に基づく監督処分が行われることとなります。

### (3) 建設企業の取り組み

元請企業においては，社会保険加入の取り組みを下請企業および現場作業員に浸透させるため，工事現場において周知啓発を行うとともに，下請企業の保険加入状況の把握に努め，保険加入を指導する役割を担うことが求められています。そのため，国土交通省では，元請企業が下請企業の保険加入状況を確認できるよう建設業法施行規則の改正を行い，施工体制台帳の記載事項および再下請通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加しています。

また，施工体制台帳および再下請負通知書の改正に合わせて，各団体等が作成している作業員名簿の様式においても各作業員の加入している社会保険等を記載する欄が追加され，建設工事の施工現場で就労する建設労働者について社会保険等の加入状況を確認しています。

この取り組みは，元請企業および下請企業の取り組みの指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に即して行われています（図 4）。同ガイドラインでは，元請企業の役割・責任として，現場における周知啓発，法定福利費の適正な確保のほか，協力会社組織を通じた加入状況の定期的把握と加入指導を行うこと，個々の工事を下請発注する際の下請企業選定時に加入状況の確認と加入指導を行うこと，二次以下の下請についても再下請負通知書により加入状況の確認と加入指導を行うこと，作業員についても作業員名簿を活用して加入状況の確認と加入指導を行うこと等を求めています。

そして，遅くとも平成29年度以降においては，社会保険等の全部または一部に適用除外ではなく未加入の建設企業を下請企業に選定しない取り扱いをすべき，適切な保険への加入が確認できない

作業員についても，特段の理由がない限り現場入場を認めない取り扱いをすべきとされています。

## 4. 法定福利費の確保

### (1) 発注者の対応

受注競争が激化する中で，利益確保のために法定福利費を適正に負担しない企業が存在していることが社会保険等未加入問題の大きな要因の一つです。法定福利費は，保険に加入するために必要な費用であり，社会保険加入を促進するためには，法定福利費が発注者から労務を提供する下請企業に適切に流れることが必要となります。

それには，請負契約の最も川上に当たる発注者が，法定福利費相当額を適切に見込んだ価格で発注することが不可欠です。国土交通省直轄の公共工事については，現場管理費率式（土木工事）や複合単価・市場単価（建築工事）の見直しにより，本来，事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）を予定価格に適切に反映するとともに，平成25年度公共工事設計労務単価において，建設作業を担う技能労働者全員が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）も反映することとしました（図 5）。

また，法定福利費が適切に確保できるようにするためには，建設投資の約6割を占める民間工事の発注者の積極的な協力も不可欠です。そのため，国土交通省では，主な民間発注者団体に対し，「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日），「技能労働者の確保に向けた標準見積書の活用等による法定福利費の確保を通じた社会保険等未加入対策の徹底等について」（平成25年6月7日）等を発出し，①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて，必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと，②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう，見積・入札・契約の際に配慮いただくこと等

**(1) 事業主負担分に関する措置**

- ① 国土交通省直轄土木工事における積算については、平成24年4月から、現場管理費率式の見直しを実施（国土交通省土木工事標準積算基準書、予定価格への影響：約0.8%）
- ② 国土交通省官庁営繕工事における積算については、平成25年10月公告分から、複合単価および市場単価の補正を試行（予定価格への影響：約1.5%）

**(2) 本人負担分に関する措置**

公共工事設計労務単価については、平成25年3月に改定して引き上げ。

- ① 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- ② 社会保険への加入徹底の観点から、個人分の必要な法定福利費相当額を反映
- ③ 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置  
(被災三県について単価を5%引き上げ)

全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%  
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

図 5 法定福利費の確保に向けた直轄工事における対応

を要請しています。さらに、主な団体に対して直接要請する等、必要な法定福利費を確保するための環境づくりに努めています。

(2) 法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の活用

技能労働者の保険加入を促進するためには、実際に労務を提供している専門工事業者等が必要な法定福利費を確保できるようにする必要がありますが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積もりが一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのか、必要な金額はどの程度か分かりにくい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費である

という前提の下、従来の総額単価による見積もりだけではなく、その中に含まれる法定福利費を把握し、内訳として明示した見積書（標準見積書）を活用し、必要な金額を確保していくための取り組みを行っています（図 6）。標準見積書は、各専門工事業者団体において作成されるものであり、主に下請となる専門工事業者が元請企業に対し法定福利費を内訳明示した見積書を提出するために活用するものです。これまでに、49の専門工事業者団体（平成25年9月26日現在）が業界の特性等に応じた標準見積書を作成しています。

また、総合工事業者団体においては、必要な法定福利費の原資が着実に確保できるよう、主な民間発注者団体に対し法定福利費を適正に考慮した金額により見積もりおよび契約締結を行うよう要請するとともに、各専門工事業者団体が作成した標準

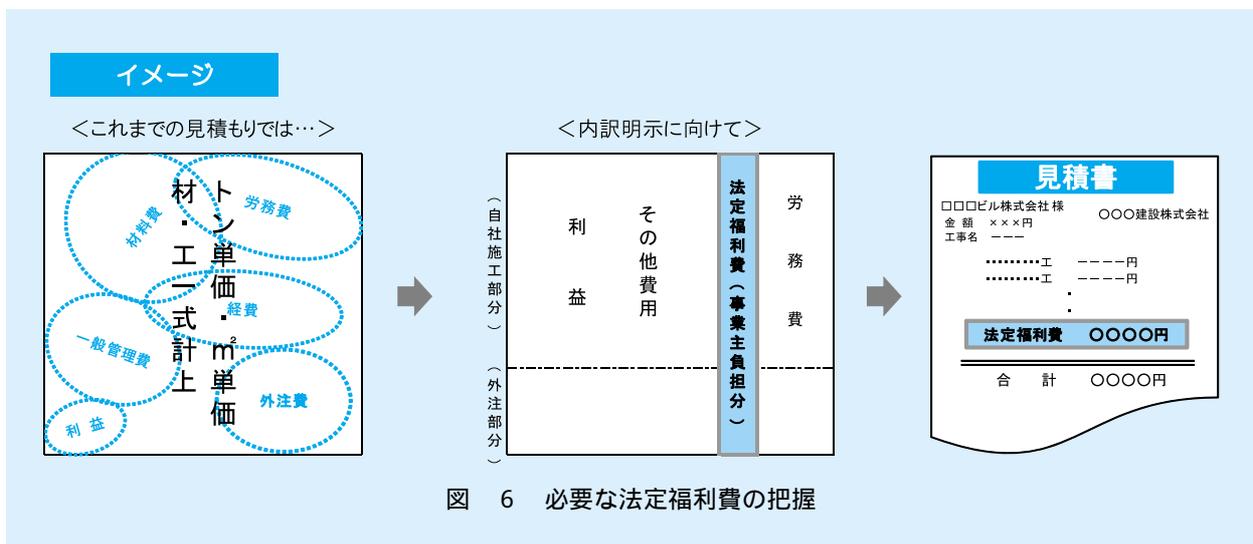


図 6 必要な法定福利費の把握

見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行うなど、この見積書を提出するための環境づくりを行っています。

このような総合工事業団体や専門工事業団体等

の取り組みを踏まえ、平成25年9月26日に開催した社会保険未加入対策推進協議会において法定福利費を内訳明示した見積書の活用を一齐に開始することを申し合わせ(図7)、標準見積書の本格的な運用を開始したところです(図8)。

**法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について**

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

- 一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨**
  - ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
  - ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。
- 二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組**

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一齐に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。
- 三. 加入促進計画の着実な実行**  
(略)

平成25年9月26日  
社会保険未加入対策推進協議会

図7 第3回 社会保険未加入対策推進協議会における申し合わせ

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一齐に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

**1. 問題意識**

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積りが一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の**総額単価だけではなく**、その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

**2. 関係者の取組**

**【発注者】**

- 直轄工事においては、**土木工事の法定福利費現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映**。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

**【元請企業】**

- 専門事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導**するとともに、提出された場合は尊重し、**適切な法定福利費を支払い**。

**【下請企業】**

- **標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。
- **技能労働者を必要な保険に加入**させる。

**イメージ**

図8 標準見積書を活用した法定福利費の確保

## 5. おわりに

社会保険未加入対策については、社会保険未加入対策推進協議会の枠組みを活用しながら、当初は周知啓発を重点的に実施し、その後、加入指導重点期間、保険加入者優先期間といった段階を経て、5年をめどに、企業単位では加入義務のある許可業者について加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して取り組みを進めています（図 9）。

社会保険未加入対策推進協議会を設置して具体的な取り組みを開始してから約1年半が経過し、来年度は目標期間の中間年度に当たります。ここで、これまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、目標達成に向けて計画的に取り組みを進めていきたいと考えています。

今後、行政としても、さまざまな角度から対策を進めていくことになるとと思いますが、元請企業・下請企業・建設労働者等の建設産業に携わる関係者が一体となって、社会保険未加入対策の推

進に向けた気運を盛り上げ、それぞれの立場からの取り組みを強力に推進していくことが何よりも重要です。建設業における技能労働者の処遇の向上と産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、公平で健全な競争環境の構築を実現するため、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって業界一丸となって対策に取り組む必要があります。

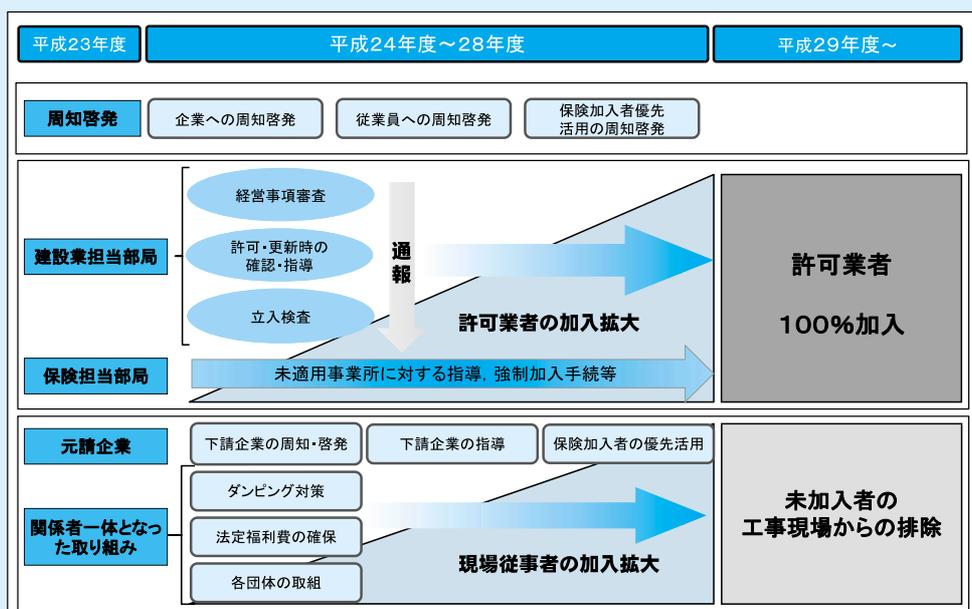


図 9 対策の進め方